

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年10月28日

香川県監査委員 木下典幸  
 同 大西均  
 同 五所野尾 恭一  
 同 都築 信行

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和3年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 超音波診断装置の売却について、予定価格を設定していなかった。また、代金を収納する前に、当該装置を売却先に引き渡し、物品受領書も徴収していなかった。（中央病院）</p> <p>(イ) 現金領収書について、前もって企業出納員の印が押されていた。また、一連番号が記載されておらず、年度終了時の収支命令者の確認ができていなかった。（中央病院）</p> <p>(ウ) 医療費以外の現金収入について、現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上する必要があるにもかかわらず、計上できていなかった。（中央病院）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 不用品の売却について、改めて手続きを確認し、職員に周知した。今後、同様の事案があった場合には適正な事務処理を確実に行う。</p> <p>(イ) 現金領収書について、一連番号を記載し、現金を収納した企業出納員又は現金取扱員が、収納の都度、押印するよう徹底する。また、年度終了時に収支命令者による領収書綴の確認を確実にを行う。</p> <p>(ウ) 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、現金を収納した日付で収納伝票により「現金」を計上するよう徹底する。</p>